

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷八十第

號念記年百二誕生スミス・ムダア

口 繪 スミスの肖像・筆蹟・國富論初版扉・記念會寫眞

スミスの生涯・・・・・・・・・・・・・・・・・・經濟學博士 本庄榮治郎

道德的價值判斷に關するスミスの思想・・・・・・・・法學士 恒藤 恭

富國論の研究方法に就きて・・・・・・・・法學博士 財部 靜治

スミスとコンデアツクとの價值論・・・・・・・・法學博士 田島 錦治

スミスの所謂「眞實の價格」について・・法學博士 河上 肇

スミスの價格論と分配論・・・・・・・・經濟學士 谷口 吉彦

スミスの自然主義觀と自由政策の見地・・法學博士 河田 嗣郎

スミスの自由放任論の特徴・・・・・・・・經濟學士 堀 經 夫

スミスの自由貿易觀・・・・・・・・法學士 作田 莊一

スミスの對植民地策・・・・・・・・法學博士 山本美越乃

スミスの租稅原則・・・・・・・・法學博士 神戶 正雄

スミスの公債論・・・・・・・・法學博士 小川郷太郎

スミスと浪漫派經濟學・・・・・・・・法學士 山口正太郎

スミスの名其生涯及其學說等を早く我國に傳へたる蘭文經濟書・・商學士 武藤 長藏

書目 スミス關係書目（細目裏面を見よ）

記事 スミス記念會記事・・・・・・・・經濟學博士 本庄榮治郎

スミスの自由放任論の特徴

堀 經 夫

アダム・スミスが、經濟政策上自由放任論者に屬することに就ては、何人も之に異論を挾まな
いであらう。併し乍ら、同じく自由放任論と言つても、それには、極端なる自由放任論より、可
なり多量に保護干渉主義を加味せる自由放任論に至るまで、其の間に種々程度の差が有り得るや
うに、アダム・スミスの斯論に對しても、それを極端なる世界主義的のものと解する説¹⁾より、そ
れを極めて相對的のもの（といふ意味は、自由放任主義を原則とするけれども、該原則が世に弊
害を齎らす場合には可なりの程度の國家の保護干渉主義を採用することを拒まない、といふこと）
であるを解する説²⁾に至るまで、其の中間に色々な説がある。私は、茲にはスミスの自由放任論の
本質的特徴（と私が思考する所のもの）を述べることによつて、此等の諸説の悉くを批判すること
は出来ないまでも、少くとも其の一、二に對しては批判が加へらるゝであらうと、信じてゐる。

スミスの自由放任論の特徴は、そが、各人の經濟活動を、中世的の各種の束縛制度より解放す
ることを、其の大眼目となした、といふことに在ると、私は考へる。以下私は、先づ中世的束縛

- 1) 例へば、Bonar, *Philosophy and Political Economy*, p. 176. 參照
- 2) それが如何なる場合であるかに就ては、後に述べる機會がある。
- 3) 例へば、Lewinski, *The Founders of Political Economy*.

制度の個々の具體的事例に對するスミスの見解を述べ、然る後に此の見解がスミスの政策の中心思想であることを、説明するであらう。

中世的の束縛制度の中、スミスが最も強く攻撃を加へたのは、徒弟制度と特權組合と特許會社とである。

彼は、徒弟制度や特權組合が勞働や企業の自由を妨げることによつて、

『徒弟、條令は、假ひ同じ場所であつても、一の職業より他の職業への勞働の自由なる流通を妨げる。組合の排他的特權は、假ひ同じ職業であつても、一の場所より他の場所への勞働の自由なる流通を妨げる』⁴⁾

『一の職業より他の職業への勞働の自由なる流通を妨げるものは何でも、同様に資本の自由なる流通を妨げる、蓋し、如何なる部門の職業に於て使用され得る資本の分量も、多くはそれらに於て使用され得る勞働の分量に依存するからである』⁵⁾

と言ひ、又此等のものが、社會全體の利益の爲めに不必要であり且つ不利益であるにも拘らず、なほ一部の人々が利益を壟斷せんとして、此等の制度を固執することに對して、次のやうな痛烈なる批判を加へて居る。

『長期の年期奉公は、全く不必要である。掛時計や懷中時計の製造の技術の如き、普通の職業

4) Adam Smith, *Wealth of Nations*, Cannan's ed., vol. I. p. 136. (圖點は新たに附す)

5) *Ibid*, p. 137.

よりも遙かに、卓越せる技術と雖も、長年月の教育を必要とするやうな秘術を含んではゐない。かゝる精妙なる機械の最初の發明は勿論、それを製造する爲めに用ひらるゝ器具の或るもの、最初の發明すら、疑もなく、潜心と長時間とを要する仕事であつたに違ひない、而してそれは當然人智の最も幸福なる努力の中に數へられても宜しい。併し乍ち此等両者が立派に發明され、そうして十分理解された後は、如何に器具を使用し又如何に機械を組立てるかを、完全に或る若者に説明するには、二、三週間の課業以上を必要とする筈がない、恐らく二、三日の課業で十分であらう。普通の機械的職業に在ては、二、三日の課業で明かに十分である。……斯くの如く容易に習得さるゝ職業に在ては、彼(徒弟)はより多くの競争者を持つであらう、而して彼れの勞賃は、彼が完全なる職人になつた時には、現在よりも甚だより少くなるであらう。此種の競争の増加は、職人の勞賃並びに親方の利潤を低下するであらう。……併し總ての職工の仕事がかくして甚だより、廉く市場に現はれるから、公衆は利益するであらう。

『げに總ての特權組合及び大部分の特權組合法が設けられたのは、價格、從つて勞賃及び利潤の低下を最も確かに惹起すであらう所の、自由競争を抑制することによつて、此等のものゝ低下を防がんが爲めである』⁶⁾。

吾々は、スミスが、右の如く、徒弟制度や特權組合を以て、自由競争の敵從つて公衆の利益の敵

6) Ibid, pp. 124-125.

であると看做せるのを見るに、彼が他の個所に於て此等の制度の廢止を高調して、『己れ的好む種類の産業を行ふことの自然的自由を、陛下の總ての臣民に得せしめよ。……即ち自然的自由の眞實の侵犯である所の、組合の排他的特權を打毀し、そうして徒弟條令を廢止せよ。更にそれに、合法住所法 (law of settlements) の廢止を加へて、貧しき一労働者にも、一の職業又は一の場所に於て失職した場合に、或は告發せられ或は轉任を命ぜらるゝが如き恐れなしに、仕事を他の職業又は他の場所に於て搜すことを得せしめよ』と絶叫せることの、決して偶然ならざるを知るのである。

以上は、特權組合及び徒弟制度の束縛より、經濟活動を解放すべしとの、スミスの主張であつて、而して此の種の主張は、『諸國民の富』や『講義』の中に到る處に無數に見出し得らるゝのであるが、私は最早これ以上に引證する必要はないと思ふから、直ちに特許會社に關するスミスの見解を觀ることとする。茲にいふ特許會社とは、外國貿易の獨占權を國家より與へられたる會社をいふのであるが、スミスは、かゝる會社の存在は、資本の自然的なる、且つ最も利益ある分配を妨げ、以て社會全體に不利を齎らすことを極論して、其の廢止を迫つてゐる。彼は、一般に重商主義の弊害を論じたる後に『併し對米及び對東印度貿易に關する諸規則は、恐らく他の何物よりも一層、資本の自然的なる、且つ最も利益ある分配を亂す』と言ひ、更らに此の東印度貿易に關

7) Ibid, p. 435.

8) Ibid, vol II, p. 129.

する特許會社たる東印度會社に就て、次の如く論じてゐる。

『英國東印度會社の設立以來、英國の他の人民は、該貿易より除外さるゝばかりでなく、彼等が消費する所の東印度貨物の價格の中に於て、該會社が獨占の結果其等の貨物に就て儲けたであらう所の總ての法外なる利潤のみならず、亦かゝる大會社の事務經營上免れ難き所の、詐偽と濫用とが必ず惹起したに違ひなき法外なる浪費の總てをも、支拂はされた』。⁹⁾

かくの如き弊害を伴ふ特許會社に對して、スミスが、社會全體の利益といふ見地より又自由主義の見地よりして、『故にかゝる排他的會社は、總ての點に於て有害物である。そは其の設立される國々にとつて、常に多少の程度に不便であり、且つ此の會社の支配下に陥る不幸なる國々にとつて、破滅的である』¹⁰⁾、と言ひ、『全然無用である』¹¹⁾といふ言葉こそ、かゝる會社に對する『最高の讚辭』である、と言へるは、洵に尤もの次第である。

以上私は、徒弟制度や特權組合や特許會社などに對するスミスの反對論の一斑を觀たのであるが、惟ふにスミスの此等の反對論の裏には、常に、此等の中世的諸制度の中心思想をなして居る所の獨占又は排他といふことに對する、スミスの極端なる嫌惡の情が共通に流れてゐたことが明かである。徒弟制度の下に於ける奉公の年限や其他の諸條件が、如何に手工業者に手工業の少數

9) Ibid, p. 130.

10) Ibid, p. 140.

11) Ibid, p. 226.

獨占を與へてゐるか、又特許狀を楯にとつて外國貿易を一手に收めやうとする特許會社が、如何に他の貿易業者を排斥壓迫してゐるか、此等のことを考へるときに、スミスは其の自由主義の立場より、又其の功利主義の立場より、此等の諸制度に反抗の聲を擧げざるを得なかつた。勿論彼も、右の如き獨占制度若くは保護干涉主義が絶對的に悪いと考へた譯ではなく、寧ろ(殊に海外貿易などに就ては)最初、少數の冒險者に對して國家が保護を與へ、且つ彼等が成功したる曉には一定期間彼等に獨占權を與へることを以て、策の得たるものであると論じてゐるのである。^{c12)}併し此のことは、一時的のものでなくてはならないのであつて、『期間が過ぎれば、該獨占は必らず無効とならなければならない』¹³⁾と附論することを、スミスは忘れなかつた。

かくの如く、スミスは、中世的干涉保護制度の價値を見逃しはしなかつたが、而かも正々堂々たる自由放任論を以て此等を攻撃して、其の立脚の根柢を打毀して仕舞つた。此の議論が實際にピットによつて採用され、それが如何に英國の經濟的發展に資する所があつたかは、今更論するまでもない。たゞ吾々の深く注意しなければならないのは、スミスの此の功績を賞するのあまり、スミスが受くべき讃辭以上の讃辭を彼に與へるやうなことをしないようにしなければならない、といふことである。

と言ふ譯は、論者往々にして、スミスを以て、中世の束縛制度よりの勞資の解放を叫んだばか

12) 例へば、Wealth of Nations, Vol. II. p. 245 参照

13) Ibid, p. 245.

りでなく、更らに進んで、今日社會問題の中心問題となつて居る所の、資本家對勞働者の問題をも既に意識し若くは豫見して、そが自由放任の必然の結果たる獨占の弊害の一なるが故に、これを矯正する爲めには或る程度まで自由放任政策を制限すべきものである、と説いたもの、やうに、解しようとするが、それは却て最負の引倒してはないかと、私には考へられるからである。かゝる見解は、私が本文の最初に、スミスの自由放任論を『極めて相對的のもの』と考へんとする説、と言つた所のものに正に該當する譯であるが、私は其の一例としてレキンスキイを擧げることが出来ると思ふ。彼は、其の著『經濟學の創設者達』に於て、次のやうに言つて居る。

『各個人を他の人々の壓制より保護するの必要を論せる際には、(主權者の第二の任務としてスミスが擧げたる事柄を指す¹⁴⁾——譯者註)、彼(スミス)は、明かに資本家と勞働者との關係をも心中に描いてゐた。彼は、勞賃を低下せんと試むる所の總ての法律に反對したが、勞働者の利益になるやうな諸法規——例へば、各種職業をして其の勞働者に品物でなくて貨幣で支拂をなすことを命ずる所の法律の如き——は、常に正當であり公平である、と考へてゐる。(『諸國民の富』卷一、一四三頁參照)

『スミスは、同様に高利貸法を是認し、而して銀行の絶對的自由を束縛することに賛意を表してゐた。彼はそれに附加して曰く、「かゝる諸法規は、或る點に於ては自然的自由の侵犯なり、

14) 『第二は、社會の各員を、出來得る限り、社會の他の各員の不正義又は壓制より保護するの任務』(A. Smith, Wealth, vol. II, p. 185.)

と明かに考へられるかも知れない。然し全社會の安固を危殆に瀕せしむるやうな、少數個人の自然的自由の伸張は、總ての政府——最も自由なる政府、並びに最も專制的なる政府——の法律によつて、制限されてあるし、又制限さるべきである。〔『諸國民の富』卷一、三〇七頁〕¹⁵⁾

即ち以上引用したる所によつて明かなる如く、レキンスキイは、スミスが、例へば資本家の勞働者に對する壓制暴虐といふが如く、『社會の各員』が『社會の他の各員の不正義又は壓制』を蒙る場合には、國家は之を自然に放置することなく、法令を發するなり其他何等かの方法を講じて、壓制されたるものを『保護する』ことを、必要なりと考へたものと、看做してゐる。更らに具體的に言つて見るならば、勞働者が資本家によつて壓制を受ける場合には、國家は、工場法を設けたり、勞賃に關する法律を出したり、若くは救貧法を發して勞働者を國家が公けに救助することにした¹⁶⁾り、其他あらゆる手段を盡して、勞働者を『保護』すると共に、資本家に『干渉』を加へることを當然とする、とスミスは考へてゐたといふのが、レキンスキイの議論である。而かも斯くの如く廣く國家の保護干渉政策を認容することが、スミスの本旨であつたとするならば、彼は、恰かも工場法其他所謂社會政策なるものを多く實施して居るところの、今日の各文明國が然ると同じ程度に、極めて限定されたる意味に於ける自由放任論の信奉者である、といふことにならざるを得ない。だからレキンスキイは、前に引用せる文章の少し後に『總て此等は、スミスが國家の總ての

15) Lewinski, J., The Founders of Political Economy, 1922, p. 102.

干渉に反對したるものではない、といふことを示してゐる。彼れの學説は、例外を容認しないところの自由放任政策と同一視することは出来ない。スミスは、最も廣い意味に於ける經濟的自由の辯護者であつた、併し彼はこの自由制度の完全なる實現を不可能ならしむる所の、諸々の困難に就て、盲目ではなかつた。彼は、ケネーが、政治的團體は一定の精確なる制度即ち完全なる自由と完全なる正義とが確實に行はるゝ制度の下に於てのみ繁榮することが出来る、と考へてゐた所の空論者であることの故を以て、彼を非難してゐる。……スミスは、全き意味に於ける相對論者である、而して彼は自由に向つて自然的に進み行くものであると信じてゐたけれども、しかし彼は歴史的發展の途に於ては、この自由の人工的制限は、大なる利益のあるものである、この事實に盲目ではなかつた。¹⁶⁾』と言つて、スミスが完全なる自由放任論者に非らざることを論じて居る。

若し果してスミスが、レキンスキイが考へたやうに、『明かに資本家と勞働者との關係をも心中に描いてゐた』とするならば、彼は實に、中世の束縛よりの解放と、而して此の解放が必然的に齎したる所の新たな束縛との両者を、既に洞察して、それ等に對する方策を論じたといふことになる。併し乍ら私はかゝる見解にはどうしても賛成することは出来ない。スミスは、偉大なる思索家であつた、併し乍ら矢張り其の時代を超越することは出来なかつた。彼の眼は第十九

16) Lewinski, ibid. pp. 103-104.

世紀第二十世紀に於ける經濟關係までも透視することは不可能であつた。彼は、企業の自由と勞働の自由とを極力主張した、けれどもそれは悉く中世の産業制度の束縛よりの解放を意味するのであつて、資本家の壓迫よりの勞働者の解放といふが如き今日の問題は、彼れの與り知らざる所である。人々は徒弟制度を経なくても自由に獨立の工業者になれるやう、又金があり企業心のある者は、誰れでも自由に外國貿易に従ふことが出来るやう、又金のない者と雖も、これまでの如く、親方達の作つた法規に束縛せられて、自由に其の職業や場所を變更することが出来ない、といふやうなことがなきやう、スミスは極力自由放任の論を主張した。けれども彼は、其の結果が今日のやうな勞賃奴隸の状態が生れようとは思はなかつた、従つてそれに對する方策を考へることもしなかつたのである。スミスの著書の中に、吾々は、レキンスキイの言つて居るやうな問題に就てスミスが論じてゐる箇所を、發見することは出来ないのである。

或は曰ふであらう、スミスは獨占を排斥した、而かもそれは中世的の獨占ばかりではなくて、『私的合同企業 (entreprises privées collectives) の或るもの、例へば株式會社』¹⁷⁾といふが如き近世的獨占形態をも含むのである、と。或る程株式會社といはず、今日の私企業の最も典型的なるものであり、且つ今日の勞賃問題の中心點をなすものである。而してスミスが、かゝる企業形式は獨占を生むとの理由によつて、之を排斥したりとするならば、此の事實は、確かにスミスの自由放

17) Gide et Rist, Histoire des Doctrines Économiques, 1920, p. 111.

任論に對する從來の見解の大部分に一大訂正を齎らすものでなくてはならない。何故ならば、社會政策と稱せらるゝ各種の保護干涉政策が益々多く行はれ來つた今日に於てすら、トラストやカルテルに對する若干の制限の外は、一般の株式企業に對しては、國家は殆ど何等の干涉を加へてゐないのに、自由放任論の最大恩人と考へられてゐるスミスが、既に百五十年も以前に、一般株式企業の弊害を豫見して、其の廢止を叫んだ、といふことになるからである。併し乍ら、不幸にして斯かる見解は大なる誤解の上に立つてゐるやうである。

試みに『諸國民の富』第二卷二三二頁以下を見るがいゝ。其處に於て彼は、成る程株式會社の缺點を指摘して餘す所がない。併し吾々は、この文面のみを見て、輕率な判斷をしてはならない。

スミスがこゝに述べて居る所の株式會社といふは、キャンナン教授が二三二頁の脚註に言つて居るやうに、今日普通行はれて居る株式企業ではなくて、特許を與へられたる會社 (an incorporated or chartered company) の意味なのである。かくて吾々は、スミスが排斥した所の獨占は、それが株式會社その物が有つて居る——若くは益々有つやうになつて來る——所の獨占性ではなくて、當時の株式會社が國家より與へられたる特許によつて人爲的に有つてゐた所の獨占權であることを知り得るのである。故に株式會社を排斥する所の文字をスミスの書物の中に於て見出したからとて、直ちに之より推論して自由放任の結果今日生れたる一般株式企業に對してスミスが反對であつた、と説くのは、極めて早計であると共に、又時代錯誤である。スミスは獨占を思んだ、けれ

どもそれは中世的獨占であつて、今日いふ企業獨占ではない。『アダム・スミスは、國內の自由取引が、自然的獨占に終ることを、豫見することが出来なかつた。現時の著しき特色は、或る種の産業を少數の大資本家の手に集中することである』¹⁸⁾。

第十八世紀の末葉、即ち『諸國民の富』が出版された時は、所謂産業革命がやうやく其の芽を吹きかけてゐたばかりである。従つて當時に、今日の如き大經營による企業が、其の獨占力を振ふ等はないのである。否當時は、寧ろ中世的束縛の制度の下に其の驢足を伸べることが出来なかつた有産者が、やうやく企業の自由を得て、將に活躍を恣にせんするの氣運が、次第に兆し始めたばかりである。かゝる環境の下に於て、スミスが偉大なる洞察力と理解力とを以て時勢を達觀し、解放運動の急先鋒となりたるは、蓋し吾々の大いに畏敬する所であるが、而かも吾々は、此の解放運動の實質を爲すものは、所謂勞資相互間の問題ではなくて、勞資を共に古き束縛より自由ならしむることに在つたことを、忘れてはならない。此の意味に於て、スミスは矢張り時代の子であるに過ぎなかつた。

以上私は、スミスの自由放任論の實質的内容を説明し、且つそが今日所謂解放論と大いに其の趣を異にせることを述べた。たゞ最後に一言附け加へ度きは、スミスの自由放任論に對する私の右の見解は『スミスをして今日の時勢に在らしめたならば』、といふ假定の下に打建てらるゝであらう所の議論とは別問題である、といふことである。